

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した自動車取得税決定処分・不申告加算金決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都都税総合事務センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年8月31日付けで行った自動車登録番号「〇〇」の自動車（以下「本件自動車」という。）に係る自動車取得税決定処分及び不申告加算金決定処分（別紙1処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

本件自動車は、〇〇にて2008年（平成20年）に生産登録され、2012年（平成24年）8月に日本へ輸入され登録された中古自動車である。それにもかかわらず、中古車残価率表に定める残価率が本件処分には全く適用されていない。他の道府県では、中古車販売店等（業者）から中古自動車を購入した場合でも、残価率表が適用されるのに、今回だけ適用がないのはなぜか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 1月30日	諮問
平成30年 3月16日	審議（第19回第1部会）
平成30年 4月 5日	審議（第20回第1部会）
平成30年 5月10日	審議（第21回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法103条1項は、自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の主たる定置場所在の道府県（法1条2項により、道府県に関する規定は、都に準用されている。以下同じ。）において、当該自動車の取得者に課するとしている（条例101条1項）。
- (2) 法122条1項は、道路運送車両法13条の規定による登録（移転登録）を受けるべき自動車の取得に際し、自動車取得税の納税義務者は、当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日までに、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「申告書」という。）を道府県知事に提出するとともに、その申告した税額を当該道

府県に納付しなければならないとしている（条例 102 条の 4 第 2 号の規定もほぼ同旨）。

また、法 112 条 2 項は、自動車を取得した者は、同条 1 項の適用がある場合を除き、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を提出しなければならないとしている（条例 102 条の 5 の規定もほぼ同旨）。

- (3) 法 118 条 1 項及び条例 101 条 1 項は、自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額としている。もっとも、法 118 条 2 項によれば、同項各号に掲げる自動車の取得については、その取得時における当該自動車の通常取引価額を取得価額とみなすとしている（別紙 2）。

なお、同条 2 項各号に掲げる取得態様の具体例は、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日付総税都第 16 号総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）第 8 章第 2 節 5 (1)アないしクに列挙されており（別紙 2）、「自動車取得税における通常取引価額について」（平成 22 年 4 月 1 日付総税都第 17 号総務省自治税務局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、中古車の通常取引価額を算定するに当たっては、中古車残価率表に定める残価率に留意する旨の技術的助言がなされている。

- (4) 法 118 条 1 項にいう「取得価額」とは、自動車の取得者が自動車の取得について対価として支払うべき金額をいい（取扱通知第 8 章第 2 節 4）、同条 2 項にいう「通常取引価額」とは、自動車小売販売業者が通常取引形態により、購入者に対し自由に販売のため提供するものとした場合における自動車の販売価額に相当する金額をいうとされている（法施行規則 8 条の 14 及び取扱通知第 8 章第 2 節 5）。

- (5) 法 119 条及び条例 102 条の 2 は、自動車取得税の税率を

100分の3としている。

- (6) 法129条2項は、道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査によって、申告すべき課税標準額及び税額を決定するとしている。
- (7) 法132条2項1号は、上記(6)の決定があった場合、道府県知事は、決定により納付すべき税額（以下「決定税額」という。）に100分の15の割合を乗じて得た金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならないとしている。また、同条3項は、決定税額が50万円を超えるときは、その超えた部分に相当する金額に100分の5を乗じて得た金額を、同条2項で算出した金額に加算して、最終的な不申告加算金額とするとしている。

2 本件についての検討

(1) 法118条各項の適用について（自動車取得態様）

本件では、東京都都税総合事務センター職員が請求人代理人から聴取したところによれば、請求人は〇〇から本件自動車を買受けたことが認められる。〇〇は、中古車販売業等を営む業者であるから、請求人の本件自動車の取得態様は、通常取引市場における中古自動車売買契約に基づく買受けであることが推認され、審査請求書及び反論書において、後に述べるように（第6・3）、それを覆す主張及び立証はない。

したがって、請求人における本件自動車の取得態様は、法118条2項各号及び取扱通知第8章第2節5(1)アないしクに列挙された取得態様には該当しないことから、本件における自動車取得税の課税標準額は、本件自動車の取得価額であるといえる（法118条1項）。よって、以上のことから、同条2項の適用はないため、中古車残価率表の適用はない。

(2) 課税標準額の認定について

本件において、法 118 条 1 項にいう「自動車の取得価額」は、本件売買契約に基づいて自動車取得の対価として請求人が〇〇に支払うべき金額であるが、処分庁の税務調査によっても、当該金額は判明しなかったことが認められる。しかし、本件自動車に係る〇〇氏と〇〇との売買契約では、売買価格が 25,000,000 円（税込）であったこと、当該契約は、客観的にみて、中古車販売業者である〇〇が本件自動車を仕入れ、転売することを目的として行われていると推測できることから、処分庁は、本件売買契約における売買価格（税抜）が少なくとも 23,148,000 円を下らないと推定している。そして、審査請求書及び反論書において、それを覆す主張及び立証はない。

したがって、処分庁が、上記状況証拠に基づき、本件自動車の取得価額を 23,148,000 円と推定し、同額を本件課税標準額と認定したことは、法令等に反するものとは認められない。

(3) 税額計算について

本件の課税標準額は 23,148,000 円であり、税率は 3% であるから、決定税額は 694,400 円（百円未満切捨て）となることが認められる。また、本件における不申告加算金は、当該決定税額の千円未満を切り捨てた金額（以下「計算基礎税額」という。）に 15% を乗じて得た金額（104,100 円）に、計算基礎税額の 50 万円を超えた部分に 5% を乗じて得た金額（9,700 円）を加えた金額、すなわち 113,800 円となることが認められる。

したがって、本件自動車の取得について、請求人が納付すべき自動車取得税及び不申告加算金の合計額は 808,200 円であるから、本件処分に違算等は認められない。

(4) 結論

以上より、本件処分は法令等に従い適正になされたものであり、

違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張（第3）についての検討

請求人は、本件自動車が中古自動車であるにもかかわらず、中古車残価率表に定める残価率が適用されていないことや、他の道府県では、中古車販売店等（業者）から中古自動車を購入した場合でも残価率表が適用されるのに、都の場合だけ適用がないことは違法又は不当である旨主張する。

この点について、本件自動車には法118条2項の適用がないため、中古車残価率表の適用がないとすることが妥当であることは、上記第6・2・(1)で述べたとおりである。また、請求人は他の道府県の取扱いを根拠に本件処分の違法性又は不当性を主張するが、仮に、処分庁における本件の自動車取得税の取扱いが他の道府県における案件の取扱いと結果として異なることがあっても、本件自動車の取得に係る自動車取得税額算出において中古車残価率表の適用がないとすることが妥当であることは、上記第6・2・(1)のとおりであるから、処分庁の上記取扱いを違法又は不当であるということとはできない。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 1 及び 2 (略)